会員規程

（適用）

第１条　一般社団法人日本森林技術協会（以下「本協会」という。）の会員に関する事項については、定款に定められたことのほかは、この規程による。

（会員の種別）

第２条　本協会の会員は、次のとおりとする。

(1)　正会員 本協会の目的に賛同して入会した個人

(2)　団体会員 本協会の目的に賛同して入会した団体

2 前項第１号の正会員は、普通会員、学生会員及び終身会員に区分し、このうち、学生会員は学生である者（大学院生を含む。ただし、社会人大学院生を含まない。）、終身会員は平成 16 年以前または平成３０年以降に６０歳以上となって種別変更を届け出た者をいう。

（年会費）

第３条　会員の年会費は、次のとおりとする。

(1)　普通会員 3,500 円

(2)　学生会員 2,500 円

(3)　終身会員 1,000 円（但し、一時金３万円を納入した者を除く）

(4)　団体会員（１口）6,000 円

2 年会費（４月から翌年３月までの１年分）は、毎年、当該年度の５月末日までに、口座自動引落又は振込の方法により、納入するものとする。

3 入会を申し込んだ者は、速やかに入会した年度の年会費を納入しなければならない。

4 会員は、本協会から年会費の納入請求の通知があった場合、期限までに年会費を納入しなければならない。

5 会費は、その全部を本協会の管理運営費に充てるものとする。

（入会）

第４条　本協会に入会しようとする者は、別紙様式第１ 号の「入会申込書」により、理事長に申し込まなければならない。

2 会員の資格は、入会申し込み後、年会費を納入した日に発生する。

（会員種別の変更）

第５条　卒業、修了、退学等により学生会員の資格を失う予定の者で、継続して普通会員となることを希望する場合は、別紙様式第３号の「会員現況変更届」によって、変更事項を理事長に届け出るものとする。

2 学生会員が、年度途中に普通会員となる場合は、翌年度から普通会員の年会費を納入する。

3 普通会員が学生会員の資格を得て学生会員になることを希望する場合は、別紙様式第３ 号の「会員現況変更届」によって、変更事項を理事長に届け出るものとする。

4 普通会員が、年度途中に学生会員となった場合は、翌年度から学生会員の年会費とすることとし、当該年度にかかわる普通会員と学生会員の差額は返還しないものとする。

5　普通会員が第２条第２項の条件を満たし、終身会員となることを希望する場合には、別紙様式第３号の「会員現況変更届」によって、その旨を理事長に届け出るものとする。

6　普通会員が年度途中に終身会員となった場合は、翌年度から終身会員の年会費とすることとし、当該年度にかかわる終身会員と普通会員の差額は返還しないものとする。

（会員登録情報の変更）

第６条　会員は、本協会から会員への郵便物等の送付を確実にするために、所属、連絡先等の変更の場合は、別紙様式第 3 号の「会員現況変更届」によって、変更事項を理事長に届け出るものとする。

変更届の提出がなく一定期間の間連絡が取れない場合は、本協会が会員への郵便物等の送付を中止しても異議を述べないものとする。

（退会）

第７条　会員が退会しようとするときは、別紙様式第２号の「退会届」を理事長に届け出なければならない。

2 退会に際し、未納の会費がある場合は、それを納付しなければならない。また、退会の期日にかかわらず、払い込んだ会費は返還しないものとする。

（会員の権利及び義務）

第８条　会員は、次の事項について権利を有する。

(1) 代議員の選挙及び選挙に立候補すること（団体会員は除く。）
(2) 本協会が刊行する会誌及び参考図書の配布を受けること
(3) 森林技術コンテスト等で発表すること
(4) 会誌へ投稿をすること
(5) 本協会発行図書の定価割引を受けること
(6) その他本協会の定款に定められた権利を行使すること

2 会員は、次の事項について義務を負う。

(1) 会費を納入すること
(2) 総会の議決を尊重すること
(3) 会員種別、住所、氏名、会誌送付先等に変更のある場合は、別紙様式第３号の「会員現況変更届」による理事長へ届出をすること
(4) 会員番号・パスワード等（以下、会員識別情報という。）の自主管理を行うこと
(5) 会員自らの責により不正に会員識別情報が使用され、損害が生じた場合には、本協会はその責任を負わない。

（改廃）

第９条　この規程の改廃は、理事会において行う。

2　前項の規定にかかわらず、関係法令等の改正に対応した改正等を行う場合は、常勤理事会の議を経て、理事長が行う。

その場合、直近の理事会において所要の報告を行うものとする。

附 則

1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般社団法人の設立の登記の日又は平成 23 年 4 月 1 日のいずれか遅い日から施行する。（平成 23 年 3 月 4 日：理事会決議）

2 第 3 条第 1 項第 3 号に規定する会費の適用対象者は、平成 23 年度は平成 12 年度までの終身会員入会者とし、平成 24 年度以降は入会年度を 1 年ずつ繰り上げて適用していくものとする。

3 附則第 2 項の規定にかかわらず、附則第 1 項の施行の日が平成 23 年 4 月 1 日を越えた場合は、第 3 条第 1 項第 3 号に規定する会費の適用は平成 24 年度から開始するものとし、その対象者を平成 24 年度は平成 13 年度までの終身会員入会者とし、平成 25 年度以降は入会年度を 1 年ずつ繰り上げて適用していくものとする。

平成 23 年 8 月 1 日　施　行
平成 30 年 11 月 14 日　一部改正
平成 30 年 12 月 1 日　施　行
令和 4 年 4 月 1 日　最終改正

（※）注：案外参考

附則第 1 項の理事会の決議年月日は、臨時総会で会費が承認された日以降の理事会開催の日とする。

（様式第１号）

入　会　申　込　書

一般社団法人 日本森林技術協会 理事長 殿

下記により一般社団法人日本森林技術協会会員の入会を申し込みます。

申込年月日	＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿　　日	
（ ﾌﾘｶﾞﾅ ） 氏　　名		
生　年	年	
勤務先／ 在学校等	機関名 又は学校名	
	所属部課室又は 学部・学科・学年	
	電話番号	＿＿＿＿＿－＿＿＿＿＿－＿＿＿＿＿
	郵便番号	＿＿＿－＿＿＿＿
	所在地住所	
自　　宅	郵便番号	＿＿＿－＿＿＿＿
	住　　所	
	電話番号	＿＿＿＿＿－＿＿＿＿＿－＿＿＿＿＿
ﾒｰﾙ･ｱﾄﾞﾚｽ	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿@＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿	
会誌送付先 ※1	1:勤務先　2:自宅　（いずれかに〇を）	
会員の種別 ※2	1:普通　2:学生　3:団体　（いずれかに〇を）	
会費納入方法 ※3	1:口座自動引落　2:郵便振替　（いずれかに〇を）	
ご希望連絡先 ※4	1:勤務先　2:自宅　3:ﾒｰﾙ･ｱﾄﾞﾚｽ　（希望するもの全てに〇を）	
備　考		

※入会申込書に関する個人情報は、関係法令等を遵守し目的外の使用はいたしません。

（注）
1. ※1 「会誌送付先」については、希望する「1:勤務先、2:自宅」のいずれかに〇を付けてください。
2. ※2
   ① 「会員の種別」については、希望する「1:普通、2:学生、3:団体」のいずれかに〇を付けてください。
   ② 年会費は、年度単位（4月1日～翌年3月31日）となっています。
   ③ 会員の種別と年会費は、次のとおりです。
   - 普通会員 年会費 3,500 円を納める個人
   - 学生会員 年会費 2,500 円を納める個人で学生に限る
   - 団体会員 年会費 6,000 円／口を納める団体
3. ※3
   ① 「会費納入方法」については、希望する「1:口座自動引落、2:振込」のいずれかに〇を付けてください。
   ② 可能な限り、口座自動引落をご利用下さい。口座自動引落のお手続きに必要な書類は、入会申込書の受付後に、折り返し、送付いたします。
   ③ 振込を希望する場合は、次の方法でお振り込み下さい。
   ＜郵便局から＞
   郵便振替口座 00130－8－60448
   口座名義 一般社団法人日本森林技術協会
4. ※4「ご希望連絡先」は、当協会から会員の皆様へご連絡する際、ご希望する連絡先全てに〇を付けてください。
5. 備考欄は、ご連絡等がある際に、適宜ご使用ください。
6. 当協会の担当窓口は、次のとおりです。
   〒102-0085 東京都千代田区六番町7
   一般社団法人日本森林技術協会 管理･普及部
   会員管理担当
   電話 03-3261-6968 FAX 03-3261-5393
   E-mail:mmb@jafta.or.jp

（様式第２号）

退　　会　　届

年　　月　　日

一般社団法人　日本森林技術協会　理事長　殿

住所
氏名　　印

下記について退会したいので、一般社団法人日本森林技術協会定款第８条の規定により届けます。

記

１　会員の種別

普通会員
学生会員
終身会員
団体会員

※１　該当するものを〇で囲んでください。
※２　既納の会費は、定款第１１条の規定により返還いたしません。

（様式第３号）

会　員　現　況　変　更　届

年　　月　　日

一般社団法人 日本森林技術協会 理事長 殿

氏名

下記のとおり、変更があったので、現況を届けます。

会員番号		
変更後の 勤務先／ 在学校等	機関名 又は学校名	
	所属部課室又は 学部・学科・学年	
	電話番号	＿＿＿＿－＿＿＿＿－＿＿＿＿
	郵便番号	＿＿＿－＿＿＿＿
	所在地住所	
変更後の 自　　宅	郵便番号	＿＿＿－＿＿＿＿
	住　　所	
	電話番号	＿＿＿＿－＿＿＿＿－＿＿＿＿
変更後の ﾒｰﾙ･ｱﾄﾞﾚｽ	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿@＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿	
会誌送付先の変更※1	1:勤務先　2:自宅　（いずれかに〇を）	
会員の種別の変更※2	1:普通　2:学生　3:終身(年払い)　4:終身(一括払い)　5:団体　（いずれかに〇を）	
会費納入方法の変更 ※3	1:口座自動引落　2:郵便振替　（いずれかに〇を）	
ご希望連絡先 ※4	1:勤務先　2:自宅　3:ﾒｰﾙ･ｱﾄﾞﾚｽ　（希望するもの全てに〇を）	
備　考		

※会員現況変更届に関する個人情報は、関係法令等を遵守し目的外の使用はいたしません。

（注）

1.「会員番号」及び「変更があった箇所」並びに「ご希望連絡先」のみをご記入ください。

2. ※1「会誌送付先の変更」を希望する方は、変更後の「1:勤務先、2:自宅」のいずれかに〇を付けてください。

3. ※2「会員種別の変更」のある方は、変更後の会員種別「1:普通、2:学生、3:団体」のいずれかに〇を付けてください。

② 年会費は、年度単位（4月1日～翌年3月31日）となっています。

③ 会員の種別と年会費は、次のとおりです。

④ 普通会員 年会費 3,500 円を納める個人

⑤ 学生会員 年会費 2,500 円を納める個人で学生に限る

⑥ 終身会員 年会費 1,000 円を納める60歳以上の個人または 30,000 円を一括で納める60歳以上の個人

・ 団体会員 年会費 6,000 円／口を納める団体

4. ※3

① 「会費納入方法の変更」のある方は、変更後の納入方法「1:口座自動引落、2:振込」のいずれかに〇を付けてください。

②現在、「振込」の方は、可能な限り、「口座自動引落」をご利用下さい。口座自動引落のお手続きに必要な書類は、会員現況変更届けの受理後に、折り返し、送付いたします。

③ 「口座自動引落」から「振込」へ変更する方は、次の方法でお振り込み下さい。

＜郵便局から＞

郵便振替口座 00130－8－60448

口座名義 一般社団法人日本森林技術協会

5. ※4「ご希望連絡先」は、当協会から会員の皆様へご連絡する際の連絡先です。ご希望する連絡先全てに〇を付けてください。

6. 備考欄は、ご連絡等がある際に、適宜ご使用ください。

7. 当協会の担当窓口は、次のとおりです。

〒102-0085 東京都千代田区六番町7

一般社団法人日本森林技術協会 管理･普及部

会員管理担当

電話 03-3261-6968 FAX 03-3261-5393

E-mail:mmb@jafta.or.jp